

生徒心得

生徒心得は、学校教育目標や指導目標を踏まえ、本校生徒として誇りと自覚を持ち、有意義で秩序ある学校生活を送ることができるよう、自らの責任と義務を果たすために定めたものです。

1. 学 習

- (1) 学習は生徒の本分であり、授業時間は学生生活の主要部をしめるので、最善の努力を尽くすこと。
- (2) 教室は常に清潔にし、授業が円滑に進められるように心がける。

2. 所持品

- (1) 生徒証は常に携帯すること。
- (2) 学習活動に関係のない雑誌や物品は校内に持ち込まないこと。

3. 服 装

- (1) 服装の内訳は次の通り

Aタイプ

制服、型、図の通り。色、質は本校指定のものとする。

正装は指定ジャケット、校章入りの長袖Yシャツ、指定ズボンとする。

※校章入り半袖Yシャツ、指定ズボン（夏生地）、は自由購入とする。

Bタイプ

制服、型、図の通り。色、質は本校指定のものとする。

正装は指定ジャケット、校章入りの長袖Yシャツ、リボン、指定キュロットまたは指定ズボンまたは指定スカートのいずれかとする（いずれか1つの購入で可）。

※校章入り半袖Yシャツ、指定ズボン（夏生地）、は自由購入とする。

C 制帽

着用の際は、本校指定のものとする。

- (2) 服装は本校指定の制服を着用し、華美を慎んで身だしなみを整えること。やむを得ず所定の服装ができない場合は、異装届を記入の上、学級担任に届け出る。

(3) 制服と期間

ア 4月1日から4月30日、11月1日から3月31日の期間はジャケット着用での登下校とする。

イ 5月1日から10月31日までの期間は、気候に合わせてジャケット着脱を認める。

ウ 5月1日から10月31日までの期間は、指定ワイシャツと指定ワイシャツの上にベスト着用での登下校を認める。

(4) ベストは紺または黒・灰色の単色のもののみ着用を認める。

(5) セーター・カーディガンを着用する場合は、制服のジャケットから見えぬよう着用し、ジャケットを脱いではならない。

(6) 制服の上に着用するコート類は、学生としてふさわしいものとする（パーカー類は禁止する）。

(7) ジャケットのボタンは全て留めることとし、身だしなみを整えること。

(8) 通学は皮靴、運動靴とする。

なお上履きは指定のフローアシューズ、体育館は指定の体育館シューズとする。

(9) 体育・実習以外の授業は制服を着用し受けること。

(10) その他、とくに注意する必要がある事項は次の通りである。

ア 化粧や装飾品の使用を禁止する。

イ 式典時は必ず正装とする。

ウ キュロット及びスカートを切ったり、腰を折って短くして履いてはならない。

エ ズボンを下げて履いてはならない。

オ キュロットは向って右裾に青色で校章の刺繍、スカートは向って左裾にピンクで校章の刺繍が入る。

カ スカートの下にジャージ等の着用は認めない。

(11) 防寒用のマフラーは、派手でないものに関して着用を認める。

(12) 通学カバンは学生用カバン、スポーツバッグ、リュック等学用品を入れるのにふさわしいものを用いる。

<制服>

	正装 必ず購入			自由購入
	制服上	制服下	Yシャツ	
Aタイプ	ジャケット 	ズボン 	長袖 	夏生地ズボン  半袖 
Bタイプ	ジャケット  リボン 	キュロット or スカート or ズボン  ※キュロット、スカート、ズボンの内から選択	長袖 	夏生地ズボン  半袖 

4. 頭髪について

- (1) 清潔を心がけ、「自然のままの姿」でいる。
- (2) 染色・脱色・パーマ・つけ毛等は禁止する。
- (3) 教職員の指導に従わない場合は、特別指導の対象とする。

5. 集会

- (1) 校内において集会する際には、関係職員の了解を得ること。
- (2) 生徒は校内の集会等を利用して特定の政党を支持したり反対したりしないこと。

6. コミュニケーション

- (1) すべての交際は誠実を旨とし、相手の人格を尊重し、自分の品位を高めるよう努力する。
- (2) 先生や年長者に対しては、言葉遣いを慎んで、不作法にならないようにする。
- (3) 友人とは理解と親しみを持って交わり、心よく挨拶をする。
- (4) 男女の交際については、その人格を尊重し、どこまでも節度を保つこと。

7. 校内生活一般

- (1) 授業はいつも真摯な態度で受ける。
- (2) 学校施設・備品は大切に扱う。万が一施設・備品を破損、紛失した時はただちに届け出を提出し、職員の指示に従って修理する。それが不可能な場合には現物または代価を弁償することを原則とする。
- (3) 火気については、全校一致して過ちのないように気をつける。
- (4) 貴重品の管理は自己の責任において行う。また所持品には必ず氏名を明記する。
- (5) 必要以上に金品を所持しない。
- (6) 金品の紛失・盗難・拾得の場合は速やかに関係職員に申し出る。
- (7) 健康を保持増進するため、規則正しい生活を送る。
- (8) 保健室の利用については、養護教諭・関係職員の指示を受ける。
- (9) 校内美化に努め、ゴミは各自責任を持って分別処理をする。
- (10) その他の校内生活上の諸注意に違反しないようにする。
- (11) スマートフォン・携帯電話・タブレット端末・スマートウォッチなど電子機器（以後スマートフォン等とする）の取り扱いについて、教員の使用許可無く、授業中・HR中・清掃中・歩きながらの使用は禁止とする。メール、SNSなどでのトラブルが多発している。マナー、ルールを守ること。
- (12) 校内では自転車を使用しないこと。
- (13) 校内を移動する時は、ヘッドフォンやイヤホンを着用しないこと。

8. 校外生活一般

- (1) 本校生徒として自覚と責任ある行動に留意する。
- (2) 風紀上好ましくない飲食店、娯楽場には出入りしないこと。
- (3) アルバイトについて、とくに注意する必要のある事項は次の通りである。
 - ア 平常授業期間のアルバイトは、原則として禁ずる。ただし、やむを得ない事由でアルバイトをする場合は保護者の責任において実施するものとし、所定の許可願を学級担任に提出する。

- イ アルバイトにより学校生活に支障が生じた場合は学校の指示に従う。
 - ウ 長期休業中にアルバイトをしようとする時も所定の届を学級担任に提出する。
- (4) 交通安全について、とくに注意する必要がある事項は次の通りである。
- ア 交通規則を守り、交通安全に関する理解を深める。
 - イ 運転免許の取得については保護者と十分に話し合うとともに担任と三者面談を行い、その後所定の手続きをする。
 - ウ 免許取得に関する次の行為を禁止する。
 - ・無届けでの免許取得。(必要な届けは必ず提出する)
 - ・登下校時の使用。(校外行事、学校周辺へも乗ってこない)
 - ・制服での乗車。(いかなる理由があろうと許可はしない)
 - エ 免許を取得した場合は学校で計画する交通安全講習会・ヤングライダースクールには必ず参加する。
 - オ 保護者・家族以外の者が運転する車両に同乗して登校をしてはならない。
 - カ 自転車通学を希望する者は届け出をし、運転する時は交通ルールを守ること。
(保険に加入していることを原則とする)
 - キ その他、学校が必要と認めた指導には従う。
- (5) 長期休業中、宿泊を伴う旅行・登山・キャンプ等は各自の責任で行われるものであるが、学級担任に届け出をする。
- (6) 学割証の発行を希望する者は、関係職員を通じて申請する。
- (7) 校外で事故等が発生した場合は速やかに学校に連絡をする。
(事故・災害・盗難・恐喝・暴力行為・補導等)

9. 以下の行為は特別指導の対象となるので、注意すること。

喫煙・飲酒や類似行為および同席に関すること。無届けでの免許取得。原動機付自転車や自動二輪等、車両での登校や制服での乗車。暴力や恐喝、窃盗、器物損壊などの違法行為。公共マナー違反。試験中のスマートフォン鳴動。指導無視(授業妨害、頭髮・服装等の身だしなみ等に関する指導、授業中のスマートフォン等の不適切使用)

10. その他

下記の書類は事務室にて交付を受けることができるので、学級担任に相談すること。

諸証明発行申込書、転編入学願、転籍届、転学願、休学願、退学願
 復学願、再入学願、身上事項異動届、生徒旅客運賃割引証交付願、在学証明書
 卒業証明書、卒業見込証明書、修了証明書、修了見込証明書、成績証明書
 人物証明書、乗船履歴証明書、単位修得証明書